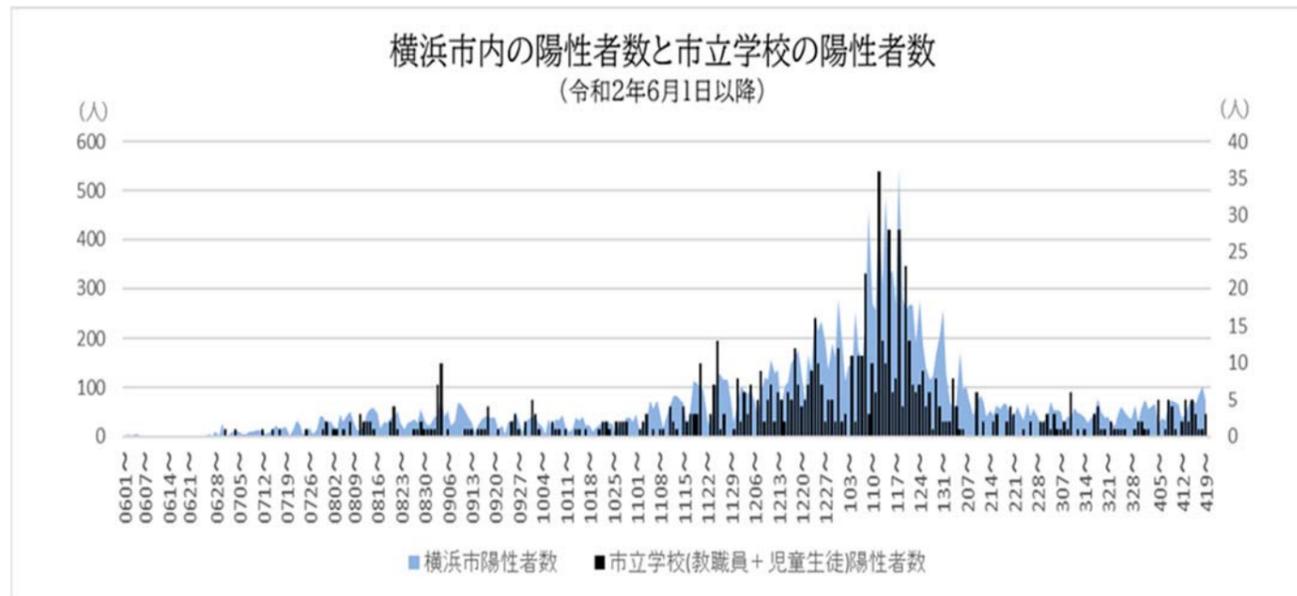


1 これまでの対応の経緯

- 3月19日(金) 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の解除に先立ち、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を改訂する。
- 21日(日) 神奈川県を含む1都3県に対して延長されていた「緊急事態宣言」が解除される。
- 25日(木) 市立学校において、令和2年度卒業式の実施を終える(3/2~)。
- 4月5日(月) 大阪府、兵庫県、宮城県を対象とした「まん延防止等重点措置」の適用開始。
- 6日~8日 市立学校において、令和3年度入学式の実施を終える。
- 12日(月) 東京都、京都府、沖縄県を対象とした「まん延防止等重点措置」の適用開始。
- 16日(金) 神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県への「まん延防止等重点措置」の適用追加が決定される。
神奈川県においては、横浜市、川崎市、相模原市が対象区域として指定される。神奈川県教育委員会から、「まん延防止等重点措置」の実施期間中における市町村立学校における教育活動について通知が発出される。
- 19日(月) 市立学校における教育活動について、教育委員会から学校に対して通知を発出。
- 20日(火) 神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県を対象とした「まん延防止等重点措置」の適用開始(神奈川県への適用は~5/11)。

2 市立学校の感染状況等(6月以降、4月19日まで)



6月の学校再開以降、4月19日現在の教職員の感染者はこれまでに112人でした。また、児童生徒は683人でした。感染者が確認された学校数は337校です。なお、児童生徒の感染者はいずれも無症状または軽症です。また、これまでに9月に市立小学校1校、11月に市立中学校1校、12月に市立中学校2校においてクラスターが発生しており、休校となっています。休校は合計77校で行われました。

最近の学校関係者の感染状況については、3月22日の週が最も少なく、4月以降、徐々に増加傾向となっています。

3 卒業式・入学式

市立学校の卒業式及び入学式は、時間の短縮や、在校生、保護者及び来賓の参列方法の検討、呼び掛けを控える等の式典のスリム化など、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、感染拡大防止措置を十分に講じたうえで実施しました。

保護者等の参列については、適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を行ったり、写真撮影用の立て看板を多く設置するなどの工夫に取り組みました。

《学校で実際に講じている式典の工夫の例》

- ・保護者は各家庭から1名ずつ参列する
- ・座席を1m程度離して配置する
- ・来賓は参列しない。
- ・在校生の参列は見合わせる、または、生徒会の代表生徒のみ
- ・卒業生の証書授与や、集合写真の際のみマスクを外す(声を発さないこと前提)

中学校卒業式の様子



小学校卒業式の様子



小学校入学式の様子



4 「まん延防止等重点措置」を踏まえた教育活動

4月20日から5月11日までを適用期間として、神奈川県（横浜、川崎、相模原市）が「まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という。）」の対象となりました。神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、市立学校における教育活動について、主に次の内容を通知しています。

（1）ガイドラインの徹底とリスクの高い教育活動の実施見合わせ

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」の内容を、校内の全教職員で改めて共有・確認し、感染予防の取組を徹底するとともに、マスクを着用する等の感染症対策を講じてもお感染リスクの高い活動は、重点措置期間においては、実施を見合わせます。

《実施を見合わせる活動の例》

- ・各教科等に共通して「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、体育、保健体育の授業における留意点として、ガイドラインの徹底に加えて、重点措置期間においては、可能な限り屋外での活動とすること、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けること、授業の前後における着替えや移動の際や、教師による説明の時間など、児童生徒が運動を行っていない場面、軽度の運動の際は、可能な限りマスクを着用することとしています。

（2）児童生徒の健康観察、健康診断及び教職員の健康管理、勤務

児童生徒の家族や同居人等が、新型コロナウイルス感染症の感染に疑いがあり、PCR検査等を受ける必要が生じた場合、検査結果が判明するまでの間、当該児童生徒の登校を控えて、家庭で健康観察するよう、保護者にご協力をお願いしています。

また、感染症対策を講じて、学校医、学校歯科医等と十分な連携のうえで、可能な限り速やかに児童生徒の健康診断を実施します。

教職員については、特に発熱等、体調不良の場合には、出勤を控えさせ、自己判断で出勤することのないようにしています。また、不要不急の外出自粛の徹底等が求められていることを踏まえ、極力早く退勤するよう周知しています。

（3）部活動

活動時は極力、マスクを着用して活動することとして、活動内容により感染予防が困難な場合は、活動自体を見合わせるなど対応しています。活動前後の着替えや休憩時の飲食を伴う場面についても、予防措置の徹底を行います。

対外試合や合同練習等の学校外での活動については、ガイドラインで定めたとおり、原則として、中学校は市内、高等学校は県内での活動としており、中学校が市外で活動する場合は、公式大会等であり、当該競技・種目の連盟・協会が主催し、感染対策が十分に講じられていることを確認したうえで参加します。

高等学校においては、神奈川県教育委員会からの通知を受け、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、学校長が判断します。また、全国大会、関東大会等に

ついては、今後、開催の有無を確認しながら、学校長と教育委員会で協議の上、参加の可否を決定します。

（4）遠足（旅行）・集団宿泊的行事について

県教育委員会からの通知により、重点措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止として、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては同様に、延期又は中止とします。

また、重点措置区域を目的地とした校外活動も、感染拡大防止の観点から、原則として中止又は延期とします。

飲食を伴う場合は、校内の給食・昼食実施時と同様、向かい合わせにせず同じ方向を向き、マスクを外す時間をなるべく短くして、会話を控えて静かに食べるなどの配慮を行います。

（5）教職員の研修

オンラインでの実施が可能な研修は可能な限りオンライン化した上で、集合研修との組み合わせで実施します。集合研修については、感染拡大防止策を徹底した上で実施しますが、集合参加が困難な場合にも、eラーニングや資料の提供等を行っていきます。

（6）学校開放

重点措置の趣旨を踏まえ、利用団体等に対して活動の可否について十分な検討を促すとともに、活動終了時刻の限度を、これまでの21時から20時に変更します。

実施する場合は、武道などにおける、近距離で組み合ったり、接触したりする活動、大声での発声を伴う（コーラス、歌唱等）活動や管楽器演奏は、当面不可とします。

また、密集を避けるため、他団体との共同利用、合同練習、試合等の活動は、当面の間、不可とし、飲食は伴わない（水分補給を除く）こととします。

（7）登下校への配慮

小・中学校では、児童生徒が密集することのないよう、始業時刻を変えずに、登下校に時間差を設け、昇降口での密を避けるように分散化を図るなど、学校の実情に応じて取り組んでいます。

また、高等学校では、公共交通機関を利用する生徒が多いことから、朝夕の混雑時を避けるよう、登下校の時刻を設定していますが、その際、始業時刻を30分程度遅らせる等の配慮を行っています。

特別支援学校では、児童生徒の障害の状態などを踏まえ、学校の実情に応じて、始業時刻の変更や授業を短縮する等の措置を講じています。

5 今後の対応

現在の重点措置の適用期間は5月11日までとされていますが、市立学校では、この間も、校外行事や授業参観などが予定されており、各学校では行事計画を見直すなどの対応を行います。

5月12日以降についても、重点措置の取扱いにかかわらず、感染流行の状況を注視しながら、教育活動に慎重に取り組まなければならないものと考えます。

これまでも、ガイドラインの徹底をはじめとして、教職員による丁寧な感染予防の取組により、学校における感染は最小限に抑えることができているとされており、学校運営を継続することができています。引き続き、児童生徒及び教職員の健康と安全を第一に、学校教育活動に取り組んでまいります。